



埼玉県報

第265号
令和3年(2021年)
11月30日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- 映像ホール音響機器に関する入札公告（入札課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 鴻巣都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 犯罪捜査支援用パソコン及び同管理サーバ等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 国道407号の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道中津川三峰口停車場線の供用の開始（秩父県土整備事務所）

規則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十六号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 埼玉県特別県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三	加須南大桑住宅	加須市南大桑	丁種	中層耐火	二一七〇・八三
---	---------	--------	----	------	---------

(埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成六年埼玉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「三二」を「一一」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百九十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

映像ホール音響機器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年3月30日（水）

(4) 納入場所

彩の国ビジュアルプラザ

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 大塚 電話048-830-5778（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年1月21日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年1月20日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年1月21日（金）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和4年1月21日（金）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年1月11日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和3年12月6日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

Theater Audio System, 1 Set

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, January 21, 2022

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, January 20, 2022

In Person: 10:00 am, Friday, January 21, 2022

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第千三百号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団八方会 粕壁東クリニック	医療法人社団八方会	春日部市粕壁東一―七―一	令和三年十一月一日
春日部西口駅前クリニック	松永 康二郎	春日部市中央一―五二―八 昭和ビル第六 二F	令和三年十一月一日
黒田総合内科診療所	黒田 仁	草加市手代一―四―二	令和三年十一月一日
まつば小児科	米沢 龍太	所沢市松葉町二―二	令和三年十一月一日
なんてんクリニック	堀内 俊克	狭山市富士見一―一四―六 速玉テラス三F	令和三年十一月一日
医療法人社団尽徳会 熊谷在宅クリニック	医療法人社団尽徳会	熊谷市村岡三〇七―一	令和三年十月一日

美なみ形成皮フ科	医療法人デルソル	医療法人デルソル	吉川市美南五―三―二吉川令和二年四月一日
園田歯科医院	園田 央互	八潮市大瀬四―二五―一〇令和三年十一月一日	月一日
クローバー歯科クリニック	医療法人社団 優英会	志木市本町五―二六―一マルイファミリー志木 四F 月一日	平成三十年六月一日
中川薬局 上尾店	株式会社グラム	上尾市藤波三―一九―一	令和三年九月二十一日
薬局 マツモトキョシ ビーンズ戸田公園店	株式会社マツモトキョシ	戸田市本町四―一五―一 戸田ショッピングセンター二階 月一日	令和三年十一月一日
ファミリープラザ 健康薬局	株式会社ドラックストア光	和光市丸山台一―九―三イトーヨーカ堂一階	令和三年十月四日
いぶき薬局 緑町店	株式会社アイモファーマシー	所沢市緑町三―二九―一七	令和三年十月一日
あおば薬局 入間川店	株式会社アレイ	狭山市入間川一―六―六ライオンズマンション狭山一F 十八日	令和三年八月十八日
このす共生の家 訪問看護ステーション	共生の家株式会社	鴻巣市大間三―一―三六グラウンシャリオ一〇二	令和三年九月二十七日
指定訪問看護はるか	合同会社Care	飯能市美杉台五―一九―二〇 巴リュージュ美杉台A一〇二	令和三年十二月一日
ふじみの救急訪問看護ステーション	医療法人社団 晃悠会	ふじみ野市旭一―五―八 ザ・カスピアー一〇一号	令和三年九月一日

二 指定施術機関

氏名		住所		名称	所在地	指定年月日
氏名	住所	名称	所在地			
富樫 勇氣		二階接骨院	蕨市中央四―二―二三	令和三年十月二十九日		
彦 海老沼 義		株式会社 みなみ訪問マツサー	千葉県野田市花井二四八―五	令和三年十一月一日		
成島 洋次		KEiROWさいたま緑区ステーション	さいたま市緑区中尾三四三―一―二〇一	令和三年十月一日		
関山 裕基		訪問リハビリマツサージすずめが丘治療院	東京都豊島区要町一―二九―四	令和三年九月二十二日		

告示

埼玉県告示第千三百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団 金田整形外科	所在地	吉川市吉川三二四	吉川市中央一 一五―二〇
桶川おかもと腎 クリニック	所在地	桶川市下日出谷一四 〇―一	桶川市下日出谷 東二―一四―一 一
薬局マツモトキ ヨシ mats ukiyoLAB ららぽーと新三 郷店	名称	薬局マツモトキヨシ ららぽーと新三郷店	薬局マツモトキ ヨシ mats ukiyoLAB ららぽーと新三 郷店
アイン薬局毛呂 中央店	名称	はなまる薬局 毛呂 山店	アイン薬局毛呂 中央店
アイン薬局飯能 栄町店	名称	はなまる薬局 飯能 店	アイン薬局飯能 栄町店
アイン薬局坂戸 小沼店	名称	はなまる薬局 坂戸 店	アイン薬局坂戸 小沼店
アイン薬局旭ヶ 丘店	名称	もりと薬局	アイン薬局旭ヶ 丘店

二 指定施術機関

根岸 瑞樹	村井 秀和		氏 名
施術所	施術所		変更事項
所在地	所在地	名称	
一〇二 久喜市吉羽一―一 二―三ドミールヒロ	(追加)	(追加)	変更前
町三〇二 久喜市本町三―三 ―三四ファミーユ本	ザ一〇二号 三二桶川駅間プラ 桶川市東一―三―	げんき治療院リラッ クスプラス	変更後

告示

埼玉県告示第千三百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
熊谷 県西在宅クリニック	熊谷市村岡三〇七―一	令和三年九月三十日
田代医院	行田市向町一―二二	令和三年十月五日
根岸医院	本庄市児玉町児玉三三七―二	令和三年九月三十日
山田医院	大里郡寄居町大字寄居九五三―二	平成三十年十二月十日
医療法人 正仁会 大野外科内科クリニック	坂戸市関間四―一五―一五	令和三年十月十九日
美なみ形成皮膚科	吉川市美南五―三一―二―二F	令和二年三月三十一日
クローバー歯科クリニック	志木市本町五―二六―一マルイファミリア志木四F	平成三十年五月三十一日

ステーション	ストア	店	店	店	店	店	店	店
プリオ三郷訪問看護	ファミリー薬局本庄	あおば薬局 入間川	いぶき薬局 緑町店	ファミリープラザ健康薬局	中川薬局 上尾店	笹川歯科医院	けやき歯科医院	
ル早稲田 I 三二一	本庄市朝日町二 四 一	狭山市入間川一 六 四	所沢市緑町三 三〇 六	和光市丸山台一 九 三イトーヨーカ堂和光店一 F	上尾市藤波三 一 九一	日高市鹿山二五九 三	東松山市元宿一 一八 四フクサンビル	
一日	令和三年十月十五日	令和三年八月十七日	令和三年九月三十日	令和三年十月三日	令和三年九月二十日	令和三年九月三十日	令和三年十月二十日	

二 指定施術機関

郎 二階 潤 一	氏名	
	住所	
二階接骨院	名称	施術所
三 巖市中央四―二―二令和三年十月二十一日	所在地	
	廃止年月日	

告示

埼玉県告示第千三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
伊奈中央薬局	北足立郡伊奈町小室一〇〇五 一―一	株式会社エスシーグループ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和二年四月一日
調剤薬局マツモトキヨシ 伊奈店	北足立郡伊奈町小室七八九 ―三四	株式会社マツモトキヨシ アーマシーズ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十一年一月一日
オレンジ薬局 上野本店	東松山市上野 一―二二七―	井上 辰憲	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和三年十月一日

告示

埼玉県告示第千三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
アイン薬局旭ヶ丘店	事業所名	もりと薬局	アイン薬局旭ヶ丘店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
アイン薬局毛呂中央店	事業所名	はなまる薬局毛呂山店	アイン薬局毛呂中央店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
アイン薬局坂戸小沼店	事業所名	はなまる薬局坂戸店	アイン薬局坂戸小沼店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
アイン薬局飯能栄町店	事業所名	はなまる薬局飯能店	アイン薬局飯能栄町店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ミント薬局	事業所所在地	吉川市吉川六五六一〇	吉川市中央三一四四一三〇	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

告示

埼玉県告示第千三百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		所在地		サービスの種類	廃止年月日
ほほえみの家		吉川市上内川四 四四―一			
通所介護	居宅介護支援	介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護		令和三年八月一日
					令和元年九月三十日
					平成二十八年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第千三百七号

鴻巣市から鴻巣都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年十一月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
犯罪捜査支援用パソコン及び同管理サーバ等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- 5 落札金額
72,468,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年8月24日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

四百七号	路線名
狭山市広瀬台四丁目一番地先から同市大字上広瀬字西原一二二三番四地先まで	供用開始の区間
令和三年十一月三十日	供用開始の期日
令和元年五月二十四日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二六〇・五五メートル	備考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

<p>県道中津川三峰口停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市中津川字向山一〇六番二地先 から同市中津川字向山一〇五番二地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年十一月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和三年十月二十九日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長一三・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>